

論文内容の要旨

氏名 稲葉浩幸
 学位の種類 博士(商学)
 学位記番号 商第9号
 学位授与の日付 平成21年3月21日
 学位授与の要件 学位規程第4条第2項該当
 学位論文題目 保険文化に関する歴史的研究

論文審査委員 (主査) 教授 牧 浦 健 二
 (副主査) 教授 津 田 秀 雄
 (副主査) 教授 増 田 大 三

従来、保険制度についての研究は、たとえば、自殺や地震の事例からその機能と制約などを検討するもの、保険商品別に保険料と保険金の関係を数理解析するもの、事故による障害や火災による損失に対する適切な弁済金を算定するものなどが主流を占めてきた。これら研究は、火災や事故による損失に対する保険のヘッジ機能から今日でも意義を有し、保険業界では新商品開発に欠かせないものとみなしうる。しかしながら、保険制度が国民生活に浸透する経緯(条件)を明らかにしないため、一部の実務家からは「机上の理論」と揶揄され、実務に耐える研究とはみなされておられない。この点、本論文は4部から構成されるが、第1部(第1章～第3章)は、火災保険制度が我が国の国民生活に浸透する経緯、第2部(第4章～第5章)は、我が国独自の企業グループの一形態として料率カルテルが形成される過程、第3部(第6章～第7章)は、生命保険制度に対する理解が国民(契約者)に普及する過程、そして、第4部(第8章～第9章)は、保険・金融教育が我が国の国定教科書により導入される経緯と現状をそれぞれ解明することをテーマにしており、「生活のための経済」、「国民生活を支援するための保険制度」という視座は誠に適切なものとみなしうる。以下、簡潔に各章の要旨を述べる。

第1章では、火災保険は大火と深い関係があり、1681年に世界最初の近代的な火災保険会社として設立された、ファイア・オフィスは、独自に消防隊を編成し、保険契約者宅にファイアマークを設置したが、我が国でも1887年に設立された東京火災は、「とびぐち」をデザインし、「徽章」という名称で、ファイアマークを設定し、1893年に私設消防隊を組織した。また、後に設立された、明治火災、日本火災、日本動産火災、横浜火災、共同火災、神戸火災などでも社史にファイアマークについての記載があることを指摘される。

第2章では、ファイアマークが使用された明治から大正にかけての時期は、火災保険業界では新規参入者による乱立が目立ち、かなりの火災保険会社が短期間で破綻したため、これら会社の資料から、ファイアマークの写真・デザイン、由来などを確認できることは稀である。このため、災害や戦火を免れ、戦後の地域整備事業などにより取り壊されなかった、明治・大正期の建造物が残る古い町並みを丹念にフィールドワークされ、発見したファイアマークについて分類・整理される。

第3章では、保険会社の社章とファイアマークのデザインが、43社の内36社で、一致することを確認され、そのデザインに込められた意図について分析される。分析の結果、社章は商店の屋号や創業者の家紋を図案化したものが多いが、家紋も、「鱗紋」や「巴紋」のような「水」もしくは「水に関連したもの」や、「桃紋」のような「魔よけ」を素材にしたものが多用されていることを指摘される。また、このような史実からファイアマークの機能について考察される。

第4章では、1917年の大日本聯合火災保険協会の結成を例にして、料率カルテルに対す

論文審査結果の要旨

る『東京朝日新聞』と『保険銀行時報』の論争を検討した上で、平均保険料率、事業成績、損害率と正味収入保険料に対する事業費率の関係などについて時系列分析をして、大保険会社の有利性を実証される。また、より安い料率で新規参入したアウトサイダーが正味収入保険料率でのシェアに影響力を及ぼさなかったことも実証される。

第5章では、我が国独自の企業グループの形成過程を保険事業を事例にして具体的に検討され、保険事業に特有の再保険行為が、元受保険会社が再保険子会社を設立し、リスク分散だけでなく、保険料収入のグループ内での留保や競争制限のための手段として活用されてきたことを指摘される。

第6章では、1867年に福沢諭吉の『西洋旅案内』により生命保険制度が紹介され、1881年に我が国最初の近代的な生命保険会社として明治生命が設立されるが、模倣会社や類似会社の乱立と倒産により、1900年に保険業法が施行されるほど、保険業界の信頼性が喪失していた導入期に、黒岩涙香の『生命保険』(1890年)、塚塚麗水の『保険娘』(1896年)、夏目漱石の『吾輩は猫である』(1905年)などの小説が公表されたという史実を取り上げて、導入期での民間での生命保険制度に対する理解について検証される。

第7章では、1912年の国定国語教科書に「保険」の項目が掲載された経緯と、当時の教育現場での調査報告から、保険教育の実施に対する意義が検討される。特に、国定教科書に「保険」項目が掲載される背景には、保険評論社による保険業者の俗悪な勧誘に対する非難記事と、教科書編纂委員であった芳賀矢一に対する積極的な関与があったことが指摘される。また、教育上の効果は、生徒の能力と教科書の記述内容に左右されるという観点から見れば、記載された「保険」項目の内容が生徒に興味をもたせるものでないため、実効性が乏しいと主張される。

第8章では、高等学校における保険教育の現状について考察するために、教科書の保険に関連した記述に対して、自らアンケート調査をし、具体的な説明が行われておらないため、不十分であると主張される。

第9章では、保険に関連した教材の開発の有効性を提言され、米国の体験型の学習活動(アクティビティ)の教材として、『ベリルズ・オブ・ライフ』、『エコプラントゲーム』、『ライフサイクルゲーム』を取り上げ、その内容から、保険制度やリスク・マネジメントの教材としての適性について論じられる。また、高等学校での出張講義で、自ら、『エコプラントゲーム』を学生に指導して、実施させた経験を披露される。

本論文は、「生活のための経済」、「国民生活を支援するための保険制度」という視座から展開され、4部から構成されている。以下、簡潔に審査結果の要旨を述べる。

まず、第1部(第1章～第3章)では、火災保険制度が我が国の国民生活に浸透する経緯を考察するため、具体的な痕跡として、ファイアマークに注目し、火災保険会社の社史や資料からその機能を明らかにするとともに、実際に、明治・大正期の建物が残る地域を実地調査される。そして、文献考察と実地調査により、ファイアマークの歴史が明治から大正にかけてのわずか40年ほどであり、廃止されてから80年余りを経過しているが、そのデザインの起源が社章、とりわけ、「水に関連したもの」や「魔よけとして知られる素材」に由来するものが多く、火災から人命や家屋を守るという「お守り」の役割が隠されていることを指摘される。また、ファイアマークが、欧米の単なる会社名が刻印されたプレートではなく、我が国では家紋に類似したデザインが施され、門口に掲示されるものとして違和感を持たれない(生活慣習・文化に同化させる)ため、保険会社において創意工夫がなされたことを指摘される。そして、ファイアマークの機能として、火災保険会社が独自に設置した消防組が火災時に保護すべき家屋の確認に役立てたことや、保険会社を広告・宣伝する効果が重視された反面、新規参入したライバル会社による開拓の標的になり、家屋に火災保険が掛けられることは、その所有者が金融機関から借入れていることを世間に公表することにもなったという史実を指摘される。いずれの指摘も、西洋の火災保険制度を我が国の生活慣習・文化に融合させる過程を明確にしており、稲葉氏の文献考察力、地道な調査力、鋭い洞察力によるものと高く評価できる。

また、第2部(第4章～第5章)では、我が国独自の企業グループの一形態として料率カルテルが形成される過程を考察するため、1917年の大日本聯合火災保険協会の結成による、料率カルテルに対する『東京朝日新聞』と『保険銀行時報』の相対立した主張を検討して、当時の状況を明確にされる。その上で、平均保険料率、事業成績、損害率と正味収入保険料に対する事業費率の関係などについて時系列分析をして、料率カルテルが大保険会社に有利に作用した具体的な証左として、より安い料率で新規参入したアウトサイダーが、正味収入保険料率でシェアを増大できなかったことを実証される。また、東京海上、東京火災、日本火災の三大損害保険グループの形成過程を再保険取引、事業費率、収入保険料のシェア、収支残率から検討される。この点、企業集中論では、ドイツのニックリッシュ著『カルテル論』(1909年)が有名であるが、我が国でも、国弘員人著『カルテル論』(1941年)、高宮晋著『企業集中論』(1957年)などが出版されているが、いずれもドイツの事例研究を手本にするものであったのに対して、稲葉氏は、我が国でも大正期に価格カルテルが

形成されたが、低価格政策を採用した新規事業者にはこの価格カルテル行為を抑制する力がなかったことを実証されたことは高く評価できる。また、通常、我が国独自の企業グループについての検討が、株式の相互持合いや社長会など、形態的な特徴を列挙することに終始してきたのに対して、数値データにより実質的な機能を分析するという新たな試みがなされた点にも注目する。

さらに、第3部(第6章～第7章)では、生命保険制度に対する理解が国民(契約者)に普及する過程を考察して、1867年の福沢諭吉の『西洋旅案内』による紹介、1881年の明治生命の設立、その後の模倣会社や類似会社の乱立と倒産を経て、1900年に保険業法が施行された状況について検討される。また、1890年の黒岩涙香の『生命保険』、1896年の遅塚麗水の「保険娘」と、1905年の夏目漱石の『吾輩は猫である』を取り上げて、生命保険制度の導入期での国民(契約者)の生命保険制度に対する理解を検証される。この点、国民(契約者)の生命保険制度に対する理解を検証するために、当時の小説を資料にされたことは卓見である。今日でいえば、携帯電話が事件のトリックに利用されるように、我が国最初の近代的な生命保険会社である明治生命が設立された9年後に、黒岩涙香の『生命保険』で、生命保険制度が保険金詐欺の手段として小説の材料になっていることは、小説の購読者、つまり、国民(契約者)には生命保険制度に対して相当な理解を有していたことが推察でき、興味深い。また、今日のインターネット制度や著作権制度などと同様、新しい社会・経済制度の導入には乱用と悪用を伴うことを確認されたことも意義深い。さらに、1912年の国定国語教科書に「保険」の項目が掲載された経緯と、当時の教育現場での調査報告から、保険教育の実施に対する意義を検討するために、教育上の効果は、生徒の能力と教科書の記述内容に左右されるという見解の下で、保険制度の内容が生徒に興味をもたせるものではなく、実効性が乏しいと鋭く指摘される。この点、今日、過重ローンや自己破産などから、金融制度について教育する必要性が叫ばれているが、年金制度や医療制度などでも、活用できる有意義な指摘とみなしうる。

そして、第4部(第8章～第9章)では、高等学校における保険制度についての教育の現状を考察するために、教科書の保険に関連した記述に関してアンケート調査を自ら実施し、具体的な説明が行われておらないため、不十分であると批評される。また、保険に関連した教材の開発の有効性を提言される。そして、米国の体験型の学習(アクティビティ)の教材として、『ペリルズ・オブ・ライフ』、『エコプラントゲーム』、『ライフサイクルゲーム』を取り上げ、その内容から、保険制度やリスク・マネジメントの教材としての適性について論じられる。この点、ゲームのルールを説明されて、受け身な立場で学生がゲームを行うことにより、保険制度の機能を把握するのではなく、高等教育機関では保険制度やリスク・マネジメントをゲームのルールの設定に反映させる方法について、学生に検討させることもまた有意義な試みと考える。

なお、デパートやコンビニを具体例として出すまでもないが、西欧で開発された社会・

経済制度を、我が国に定着させる、つまり、我が国の文化や社会慣習に調和させ、国民の生活を支援するものとして、実際に活用するためには、相当な創意工夫を必要とする。目下、金融商品取引法の実施に伴い、金融機関の窓口では、顧客(契約者)が日常生活で用いない用語を使って、長時間の金融商品(契約内容)の説明が行われている。また、金融工学に代表されるような、高度な数値解析と確率論を駆使して開発された金融商品を、顧客(契約者)が納得して、購入できるためには、金融教育により、国民が相当程度の知識を有するようにならなければならない。とりわけ、保険制度や年金制度では「相互保障」という基本理念を保険教育により浸透させる必要がある。「保険文化に関する歴史的研究」と題する本論文は、保険制度の導入期での先人の経験から現況での(保険教育を含めた)方策を模索するものであり、学問が「温故知新」であるならば、その王道を歩む、研究者の姿勢を貫くものである。よって、本論文は博士(商学)の学位論文に値するものと認める。